

対象事業の追加について

●風力発電所について

(1) 現状の規定

対象事業とされていない。

火力発電所、水力発電所、地熱発電所については、対象事業としている。

(2) 環境影響評価法の改正

風力発電所について平成 23 年 11 月 16 日に政令が公布され、「出力が 1 万 kW 以上である風力発電所の設置の工事の事業を第一種事業とし、出力が 7500kW 以上 1 万 kW 未満である風力発電所の設置の工事の事業を第二種事業とする。」とされた。

施行日は平成 24 年 10 月 1 日。

(3) 環境影響評価法の改正の背景（平成 22 年の中央環境審議会答申より）

・近年我が国における風力発電施設の導入量は増加しており、地球温暖化対策の推進により、今後、民間事業者における大規模な風力発電事業の大幅な増加が予測される。

・風力発電施設の設置に当たっては、騒音、バードストライク等の被害も報告されている。

・一部の地方公共団体において条例による環境影響評価が義務づけられている他、NEDO が作成したマニュアルによる自主的は環境影響評価が実施されているものの、条例以外による環境影響評価を実施した案件のうち約 4 分の 1 が住民の意見聴取手続きを行っていないこと、また NGO へのヒアリングにおいては、方法書・評価書案の縦覧を行わずに補助金の申請がなされている事例があること、といった課題が挙げられている。

*NEDO：新エネルギー・産業技術総合開発機構

(4) 他都市の状況

1) 条例で風力発電を対象としているのは 7 団体（6 県 1 市）

自治体名	事業種	対象規模	実施件数
福島県	風力発電所	第 1 区分事業：総出力 1 万 kW 以上又は風車 15 台以上 第 2 区分事業：総出力 7000kW 以上かつ 1 万 kW 未満又は風力発電所の台数 10 台以上かつ 14 台以下	7
長野県	風力発電所	総出力 1 万 kW 以上	1
滋賀県	風力発電所	総出力 1,500kW 以上	0
兵庫県	風力発電所	一般地域：出力 1,500kW 以上 自然公園等特別地域：500kW 以上	1
岡山県	風力発電所	総出力 1,500kW 以上	1
長崎県	風力発電所	総出力 15,000kW 以上又は風車 10 台以上	0
新潟市	風力発電所	出力 1 万 kW 以上、特別配慮地域 6,000kW 以上	0

2) 発電方式に区別がないので対象となっている事例

自治体名	事業種	対象規模	実施件数
川崎市	電気工作物	第1種行為：出力10万kW以上 第2種行為：出力5万kW以上かつ10万kW未満	0
名古屋市	発電所	総出力5万kW以上	0
神戸市	発電所	総出力2万kW以上	0

3) 発電施設以外の事業種として対象になっている

自治体名	事業種	対象規模	実施件数
岐阜県	高層工作物又は高層建築物	接する地盤からの高さが50m以上のもの	3
三重県	工場又は事業場	事業のように供する敷地面積が20ha以上であるもの	3

* 日本風力発電協会による自主規制

一般社団法人日本風力発電協会が出力1000kW以上の風力発電施設に対して、環境影響評価を行う旨自主規定を策定（平成22年5月策定）